

## 第1回モビリティ・データの活用推進に向けた検討会 議事要旨

日時:令和7年 11 月 26 日(水)

### <対象となるモビリティ・データについて>

- 運行情報に関するデータのうち、バスロケーションデータは静的時刻表では把握できない事項を測る上で有用であり、活用対象に含めることが望ましい。(神田委員)  
→本ガイドラインも同様の考えを取っており、GTFS の中には GTFS Realtime も含まれている。(事務局)
- 事業情報に関するデータについて、事業実績報告書等の、紙や Excel をデータ化することで、効率的な活用が可能となると考えられる。(神田委員)  
→本ガイドラインでも同様に考えを取っており、事業実績報告書等の活用についても位置付けている。(事務局)

### <モビリティ・データの依頼・提供の手順 提供依頼側の手順について>

- 交通事業者がデータ保管コスト等を負担していることを考慮し、交通事業者からデータが無償で提供されることが当然であると受け取られないよう、配慮して記載していただきたい。(大場委員)  
→データ提供に要する費用負担については地方公共団体と交通事業者で議論して合意することを想定している。(事務局)
- データ提供依頼にあたり、個人情報保護法上の判断に必要な情報を記載することが望ましい。(野呂委員)  
→データ提供依頼時に記載すべき内容を、検討会を通じ具体化できるように考えたい。(事務局)

### <モビリティ・データの依頼・提供の手順 提供側の手順について>

- 個人情報保護法違反のリスクにより、交通事業者がデータ提供を忌避することを防ぐため、同法の解釈をより明確に記載することが望ましい。(野呂委員)  
→検討会を通じ、記載をより具体化できるように検討する。(事務局)
- ガイドラインに、プライバシー権侵害のリスクに配慮する観点を追記することが望ましい。(野呂委員)  
→プライバシーに配慮して丸め処理や不要情報を削除などを明確に記載できるように検討する。(事務局)
- OD について、ユーザ数が極めて少ない駅やバス停情報は個人情報に当たるのか。(神田委員)  
→検討会を通じ、記載をより具体化できるように検討する。(事務局)

### <モビリティ・データの標準仕様について>

- 交通事業者としては、標準仕様への準拠が困難である場合があるため、標準仕様への準拠は努力義務であり、最終的な準拠可否は事業者判断とする旨を明記してほしい。(大場

委員)

→標準仕様の位置づけについて、既存フィールドがある場合に値の取り方を共通的に扱えるようにするもので、フィールドがない場合に追加することを強制するものではないことを明確化していく。(事務局)

<モビリティ・データ提供者側のメリットについて>

- データ提供を促すためには、交通事業者側にとってのデータ提供のメリットを明確にし、ガイドラインに記載する必要があるのではないか。(窪西委員)

→検討会を通じ、記載をより具体化できるように検討する。(事務局)

<地方公共団体職員等が自らデータ分析を行う環境について>

- 地方公共団体職員等が自らデータ分析を行えるようにすることは、異動による年限の制約等を考慮すると、難しいのではないか。(窪西委員)

→地方自治体職員自らが簡易にデータ活用をできる環境を提供するための施策を進めていく。(事務局)

——以上——